

ハイライト:

・新証券税制と特定口座の関係について解説します

2002年9月

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶 1

新証券税制について 1

### ご挨拶

今年の夏は暑い日が続き、この秋の収穫物のおいしさが期待できそうですね。

今回の11号では、複雑でよくわからないと不評の改正証券税制、その中でも平成15年1月より制度がスタートする「特定口座制度」及びこれを巡る諸問題について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら  
ご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦

公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

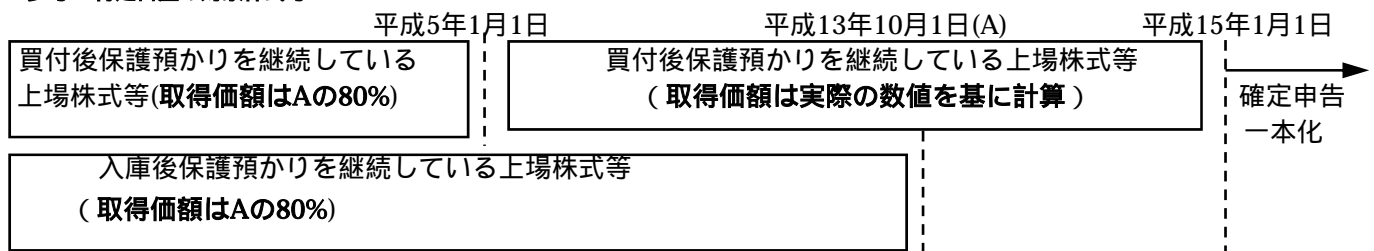


### 新証券税制及び特定口座制度について

第9号において、証券税制の改正について解説させて頂きました。今号はその続きとなります。

(第9号をお手元に一緒に並べてお読みいただければ、より理解しやすいかと思います)

<参考: 特定口座の対象株式等>



所有している株式を売った場合、売却額が購入金額より多いときには「譲渡益」が発生したことになり、この利益に対して税金がかかります。株式等の譲渡益の場合には、給与所得など他の所得とは区分して、自分で申告・納税する「**申告分離課税**」ないしは、証券業者等を通じて税金を自動的に納める「**源泉分離課税**」(自分で申告・納税する手間は掛かりません)のどちらかが選択できました。しかし平成15年からはこの源泉分離課税方式が廃止され、原則として自分で確定申告を行うこととなります。逆に売却額が購入金額より少なかったときには「譲渡損」が発生しますが、この場合には、他の所得と通算したり(他の黒字の所得から差し引くこと)、翌年以降に譲渡損を繰り越して、翌年の譲渡益から差し引くことなどはできません。つまり損がでてもその損は切り捨てということになります。(但し税制改正によって平成15年からは翌年以降に譲渡損を繰り越して、翌年以降の譲渡益から差し引くことができるようになります)

ただし株式を売買したものの全員に毎年確定申告を行わせるとなると、個人投資家の負担及び国の側の事務作業も膨大に増えてしまうこと等を鑑み、証券会社が株式の譲渡損益の計算管理を行い、譲渡益に対する源泉徴収をする等の一定の要件を満たす場合、個人投資家の確定申告を不要とするための「**特定口座**」制度が設けられました。今までの「**源泉分離課税**」制度に代わるものといえます。最近の新聞紙面で、各証券会社による「特定口座」の宣伝に目を引かれた方が多くいらっしゃったのではないでしょう

か。以下では、この「特定口座」を利用する方も多くいらっしゃると思いますが、利用することによって生じる不利な問題点等につきご説明していきます。

まず特定口座の対象となる上場株式等の範囲は、原則として平成15年1月1日以後に特定口座を通じて取得した上場株式等及び平成15年1月1日以降に他の証券会社の特定口座から一定の方法で移管した上場株式等となりますが、年内の事前受付期間に申し込んだ場合は参考図のものも特定口座の対象となります(現在ご自分が保有されているものが該当するか否かは証券会社にご確認下さい)。

ここで注意が必要なのは、**譲渡損失の繰越控除**においては、取得価額が強制的に平成13年10月1日の80%で計算されてしまうということです。例えば1987年に株を350万円で購入し、証券会社に預け、来年以降に150万円で売ったと想定しましょう。平成13年10月1日の株価は60万円とします。この場合特定口座を開設してそちらに移管させていたときには、取得価額は48万円となり(60万円×0.8)、譲渡益102万円(150 - 48)が生じ、税金を納めなくてはなりません。特定口座に移さなければ譲渡損200万円(150 - 350)のため税金はかかりません。よって、実際の取得価額の方が平成13年10月1日の80%の価額より大きい場合、特定口座の利用は避けた方が賢明といえます。

次に税制優遇措置と特定口座との関係ですが以下のようになります(第9号も一緒にお読み下さい)。

税制優遇措置	源泉徴収なし	源泉徴収有り
譲渡損失の繰越控除	確定申告を行わないと、適用不可能	
10%の軽減税率		
100万円特別控除		
購入額1,000万円までの非課税措置	確定申告を行わないと、適用不可能	× 特定口座において売却した後は確定申告を行っても適用不可能
みなし取得費特例	× 特定口座において売却した後は、確定申告を行っても適用不可能	

平成15年1月1日以後に生じた上場株式等に係る譲渡損失の繰越を翌年以後3年間認める制度です。

1年超保有した上場株式等を平成15年1月から平成17年末までに売却すると、税率が10%に軽減されます。

1年超保有した上場株式等を平成17年末までに売却すると、譲渡益が年間最大100万円まで非課税となります。

平成13年11月30日から平成14年末までの間に購入した上場株式等を平成16年末まで保有し、平成17年から19年末までの間に売却した場合、取得額1,000万円までの譲渡益が非課税となります。

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を平成15年1月から平成22年12月末までに売却した場合、取得価額を平成13年10月1日の時価(終値)の80%とすることができます。

確定申告不要が売り物の特定口座ですが、結局確定申告を行わないと税制優遇制度が利用できない事項がたくさんあります。

複雑でわかりにくいと評判の新証券税制ですので、お悩みのことがあれば当事務所までおたずね下さい。

**中村公認会計士事務所**

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧ください  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。